

令和8年8月20日

生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)(案)
についてのお知らせ

日頃、東京のバスをご利用いただきありがとうございます。

関東圏のバス事業者では、車両更新にあわせ、令和7年度にノンステップバスの導入を予定しています。

本事業計画についてご意見がありましたら、下記及び別紙をご確認の上、意見、住所、氏名、連絡先を明記の上、メールにて送付ください。

なお、本事業計画は、国の「地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱」に基づき、「東京都バリアフリー化設備等整備計画協議会」において策定するものです。

記

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和8年度東京都ノンステップバス・リフト付きバス導入事業計画

2. 募集期間

令和8年8月20日(木)～令和8年9月2日(水)厳守

3. 提出先

担当 東京都バリアフリー化設備等整備計画協議会

一般社団法人東京バス協会 乗合業務部

Mail info@tokyobus.or.jp

※メールの件名には「令和7年度東京都ノンステップバス・リフト付きバス導入事業計画」と記載願います。

以 上

(案)
生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 8 年 8 月 日 策 定
東京都バリアフリー化設備等整備計画協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和 8 年度東京都ノンステップバス導入事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

ノンステップバスは、床面を超低床構造として乗降ステップがなく、子供から高齢者まで、また、障がい者や妊婦、ベビーカー使用者等の容易な乗降を実現し、人にやさしいバスとして、より多くの人々の移動を円滑にすることから、同バスの導入により、公共交通機関の利用環境の改善と誰もが社会参加できる機会を一層促進することを目的としている。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

民間の乗合バス・貸切バスの車両更新に合わせ、ノンステップバスへの導入を促進する。

(2) 事業の効果

ノンステップバスの導入により、車いす使用者をはじめとした歩行困難者や障がい者、高齢者、妊婦、ベビーカー使用者などの容易な乗降が実現することで、誰もが移動しやすい社会の実現につながる。

また、公共交通機関の利用環境が改善されることで、バス事業の維持・活性化が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

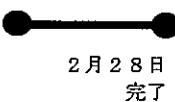
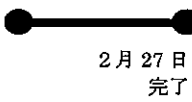
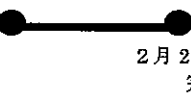
事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

・ノンステップバスの導入

(内訳)

	事業者名	大きさ	車両数
1	西武バス株式会社	大型	4
2	東武バスセントラル株式会社	大型	10
3	東急バス株式会社	7m未満	1
		7m以上 9m未満	2
		9m以上	18
4	関東バス株式会社	大型	19
		中型	1
		小型	5
5	神奈川中央交通株式会社	大型	5
6	小田急バス株式会社	大型	16
		中型	3
7	国際興業株式会社	大型	20

(案)

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和8年度 ※令和7年度補正予算による対応含む。					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
ノンステップバスの導入	2,796,760千円	308,455千円	56,700千円	0千円	2,431,605千円
	100.0%	11.03%	2.03%	0%	86.94%
※国費、都道府県負担割合については、予算の都合等により増減する可能性がある。					
6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載 「●」は、年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	4月 9月 12月 2月	4月 9月 12月 2月	4月 9月 12月 2月		
ノンステップバスの導入	交付決定日 以降着手  2月28日 完了	交付決定日 以降着手  2月27日 完了	交付決定日 以降着手  2月27日 完了		
7. 協議会の開催状況と主な議論					
8. 利用者等の意見の反映					
9. 協議会メンバーの構成員					
関係都道府県	東京都都市整備局				
関係市区町村	該当なし				
交通事業者・交通施設管理者等	西武バス(株)、東武バスセントラル(株)、東急バス(株)、関東バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、国際興業(株)				
地方運輸局	国土交通省関東運輸局東京運輸支局				
その他協議会が必要と認める者	一般社団法人東京バス協会				
10. 軽微な変更の取扱いについて					